

<新旧対照表> 改訂3版 令和7年7月25日

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。

※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。

〔表記・用語の統一〕※旧版から新版への変更にあたり、表記・用語の統一をしたものではありません。

(旧版) 改訂2版(令和6年9月25日)			(新版) 改訂3版(令和7年7月25日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
3	No.5	「標識の <u>揭示</u> 」 … <u>標示</u> されている。	3	No.5	「標識の <u>表示</u> 」 … <u>表示</u> されている。
8	No.15	<u>手すりを約 1mの高さとしたため、中さんの高さが 50 cmを超えてしまった。</u>	8	No.15	中さんの高さが 50 cmを超えている。
8	No.16	安全帯を取り付ける…	8	No.16	<u>胴ベルト型</u> の安全帯を取り付ける…
9	No.18	…コンクリート打設用足場として、ロードマット（青色プラスチック製）の固定…	9	No.18	…コンクリート打設用足場として、ロードマット（青色プラスチック製）に <u>滑動防止</u> の固定と
12	No.24	単管などの <u>手すり</u> 部分	12	No.24	単管などで <u>手すり</u> 部分
13	No.26	…に加えて、 <u>単管を渡し</u> 、誤って…	13	No.26	…に加えて、 <u>柵</u> を取付け、誤って…
16	No.31	…ハーネス型安全帯を <u>装着</u> し使用して…	16	No.31	…ハーネス型安全帯を使用して…
18	No.35	「足場の <u>妻側</u> 」 …足場の <u>妻側</u> に…	18	No.35	「足場の <u>妻面</u> 」 …足場の <u>妻面</u> に…
20	No.39	立坑への墜落防止、飛来・落下防止用フェンスの設置、安全ブロック設置等評価できるところがあるが、立坑内 <u>梯子</u> を伸縮式移動梯子ではしご道（直はしご）として使用している。 <u>梯子踏面がフラットでない。（75 度前後の勾配で使用するもの。）</u> 梯子上部の固定がない。	20	No.39	立坑への墜落防止、飛来・落下防止用フェンスの設置、安全ブロック設置等評価できるが、立坑内はしごを伸縮式移動はしごではしご道（直はしご）として使用している。 <u>はしご踏面がフラットでない。はしご上部の固定がなく、踏さんと壁との間に適当な間隔がない。</u>
20	No.40	…危険標識の <u>揭示</u> だけでは…	20	No.40	…危険標識の <u>表示</u> だけでは…
24	No.47	…作業 <u>させ</u> ている。	24	No.47	…作業 <u>して</u> いる。
25	No.49	<u>民間</u> の低層建築工事…	25	No.49	低層建築工事…
27	3	3 脚立、 <u>梯子</u> 、ローリングタワー	27	3	3 脚立、 <u>はしご</u> 、ローリングタワー
33	No.65	…不安定で、 <u>不適</u> 。	33	No.65	…不安定で、 <u>飛来・落下するおそれがある</u> 。
34	No.67	防止規定第 20 条	34	No.67	防止規定第 12 条、第 20 条
36	No.71	…重量物を置かない。 …積載物が落下するおそれがある。	36	No.71	…重量物や高く積み上げて置かない。 …積載物が <u>崩れて</u> 落下するおそれがある。
37	No.72	…（土止支保工の点検が必要。）	37	No.72	…（土止め支保工の点検が必要。） <u>手すりの近くに資材を置かない。</u>

(旧版) 改訂 2 版(令和 6 年 9 月 25 日)			(新版) 改訂 3 版(令和 7 年 7 月 25 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
37	No.73	防止規定第 51 条	37	No.73	防止規定第 49 条、第 51 条
38	No.75	…すかし状となり、掘削面の角度が 90 度を超えている。地山の崩壊等による危険防止…	38	No.75	…すかし掘状態となり、掘削面の角度が 90 度を超えている。地山の崩壊等による危険の防止…
40	No.78	…転倒防止のための敷板を…	40	No.78	…転倒防止のための強度を有する敷板を…
41	No.81	…重量の標示がある。	41	No.81	…重量の表示がある。
43	No.85	…不備である。	43	No.85	…不備である。(機能していない。)
48	No.94	…つり下ろしている。 <u>つり具としては使用してはならないものであり</u> 、ワイヤロープ、…	48	No.94	…つり下ろしている。 <u>玉掛け作業では使用せず</u> 、ワイヤロープ、…
49	No.96	クレーン則第 215 条	49	No.96	<u>安衛則第 217 条</u> クレーン則第 215 条
57 2	No.11	車両の逸走防止用に、…	57 2	No.11	車両の逸走防止用の <u>歯止め</u> に、…
58 4	No.11	※平坦だと思っても <u>そうでない場合</u> も…	58 4	No.11	※平坦だと思っても <u>逸走する場合</u> も…
61 8	No.11	No.118「 <u>陽</u> よけ」 熱中症予防対策として、 <u>陽</u> よけ用の覆いを使用している。	61 8	No.11	No.118「 <u>日</u> よけ」 熱中症予防対策として、 <u>首すじに日</u> よけ用の覆いを使用している。
61 9	No.11	<u>陽</u> を遮るものが…	61 9	No.11	<u>日</u> を遮るものが…
63 3	No.12	「熱中症、 <u>陽</u> よけ」	63 3	No.12	「熱中症、 <u>日</u> よけ」
71 9	No.13	…「フロアマスター」に <u>選任</u> して、…	71 9	No.13	…「フロアマスター」として <u>選任</u> して、…
82 No.41	事例	労働安全衛生規則： 第 575 条の 6 第 4 号	82 No.41	事例	労働安全衛生規則： 第 575 条の 6 第 4 号の文中の「手すり等及び中 棧等」の「中棧等」の等の「高さ 35cm 以上 50cm 以下の棧又はこれと同等以上の機能を有する設 備に「高さ 35cm 以下の幅木」が入っているので、 中棧の文は高さ 35cm 以上の幅木で墜落防止措 置となる。